

1 開催概要

- (1) 開催日時
令和5年8月2日（水）15:00～16:40
- (2) 開催場所
WEB会議
- (3) 出席者（五十音順、敬称略）
 - ・ 伊藤 志麻穂
（広島市西区障害者基幹相談支援センター センター長）
 - ・ 坂原 立朗
（広島司法書士会 常任理事）
 - ・ 神野 礼斉
（広島大学大学院人間社会科学研究科 教授）
 - ・ 立原 雪恵
（佐伯区厚生部地域支えあい課 地域支援担当課長）
 - ・ 手島 洋
（県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科人間福祉学コース 講師）
 - ・ 野田 良夫
（佐伯区厚生部 部長）
 - ・ 原本 明美
（公益社団法人広島県社会福祉士会 理事）
 - ・ 増田 幸枝
（医療法人比治山病院 医師）
 - ・ 松本 亮
（広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員）
 - ・ 三好 典子
（広島市観音地域包括支援センター センター長）
 - ・ 村木 一雄
（社会福祉法人広島市社会福祉協議会権利擁護課 課長）
- (4) オブザーバー
 - ・ 相澤 千尋
（広島家庭裁判所 判事）
 - ・ 村上 裕和
（広島家庭裁判所家事部第一審判係 主任書記官）
 - ・ 栗田 茂
（広島家庭裁判所家事部第一審判係 書記官）
- (5) 広島市関係課（事務局）
 - 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
 - 〃 障害福祉部障害福祉課
 - 〃 障害福祉部障害自立支援課
 - 〃 障害福祉部精神保健福祉課
 - 広島市社会福祉協議会権利擁護課
- (6) 傍聴人
2名

2 会議録

【議題(1)】第3回地域連携ネットワーク推進会議における主な意見等への対応について

【議題(2)】市民後見人の選任について

資料1、資料2、資料3及び資料4を用いて事務局から説明。

坂原構成員

資料2の「専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る受任スキーム(案)」(以下「受任スキーム(案)」という。)について、家庭裁判所にお伺いしたい。追加選任の審判を行う際の審判書を専門職後見人に送達すると思うが、市民後見人にも送達することになるのか。また、その場合の送達場所について、例えば広島市成年後見利用促進センター(以下「センター」という。)に特定するのであれば、専門職後見人とセンター間で審判内容の共有を行う必要はないと考えるがどうか。

家庭裁判所

追加選任の審判を行う際の審判書は、市民後見人にも送達する。普通郵便で送付することが多いと考えている。送達場所は原則市民後見人の住所であるが、センターの住所で届け出することは法律上可能である。

坂原構成員

今の家庭裁判所の話を踏まえると、審判書の送達をもって、専門職後見人とセンター間の審判内容の共有は行うことができると考える。

続いて、資料4の「市民後見人候補者調整依頼書(案)」(以下「調整依頼書(案)」という。)の内、2枚目の「(4)「広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会」への出席等について」の項目の中で、検討委員会への出席が困難である場合、成年被後見人等の情報を補足する資料の提出をお願いするとしている。検討委員会への出席が困難である場合、説明の代わりに補足資料の提出を必要とするのであれば、お願いするという表現ではなく、チェック項目を「日程調整の上、検討委員会に出席し、成年被後見人等について説明する」、「検討委員会への出席が困難なため、出席の代わりに、成年被後見人等の情報を補足する資料を提出する」の2つにするよう検討していただきたい。

事務局

承知した。

松本構成員

資料4の「調整依頼書(案)」の内、成年被後見人等について記載する欄に性別が含まれていない。性別は基本的な情報であり、成年被後見人等にしても市民後見人候補者にしても、それぞれ性別の希望がある場合も想定される。記載し難い場合は空白にすればいいので、性別の項目はあるべきだと考える。

また、「1 市民後見人の追加選任及び将来的な成年後見人等の交代について」に、成年被後見人等(本人)との関係性をチェックする欄があるが、今の内容では親族の誰に説明を行ったのか、関係者とは誰なのかわからないため、具体的に記載できる欄を設ける必要があるのではないかと考える。

事務局

性別欄については検討の上、問題がなければ追加させていただく。

成年被後見人等(本人)との関係性の欄についても、具体的に記載できる欄を設けさせていただく。

坂原構成員

資料2の「受任スキーム（案）」の内、センターが市民後見人に対して行う複数後見の活動状況の確認及び専門職辞任後のフォローについて、具体的にどのようなことを検討しているのか。

事務局

複数後見の活動状況の確認については、市民後見人が抱える悩みのヒアリングや後見活動に係る進捗状況の確認を定期的に行うことを考えている。また、何かあった際の市民後見人からの連絡にもセンターで対応していきたい。

専門職辞任後のフォローについては、今のところ明確に決めていることはない。後見事務については、今年度開設した保健・医療・福祉の専門職を対象とした成年後見相談室を活用しながらフォローしていきたいと考えている。

坂原構成員

専門職後見人と市民後見人の複数後見を行う際の通帳の取扱いはどのようなになるのか。

事務局

複数後見の期間中は専門職後見人と市民後見人で話し合いの上、どちらが通帳を管理するのか決めていただく。専門職後見人の辞任後は、単独受任を行う市民後見人が通帳の管理を行う。

松本構成員

家庭裁判所にお伺いしたい。専門職後見人と市民後見人の複数後見の期間について、以前は3年くらいとの見解であったと思うが、現状においてはどのくらいの期間を目安として考えているか。

家庭裁判所

今のところ、具体的な期間として考えている目安はない。

松本構成員

目安がないということは、市民後見人が単独受任可能であると専門職後見人が判断して、その時期を決めるということでしょうか。

家庭裁判所

一般論の話にはなるが、専門職後見人から提出された辞任許可の申立書を基に、裁判官が判断することになる。

原本構成員

資料2の「受任スキーム（案）」に、センターが専門職辞任後の市民後見人をフォローするとあるが、その前に専門職後見人から家庭裁判所への辞任の申立てが入ることか。

事務局

お見込みのとおりである。辞任に至るまでにスキームや流れについては、今後も専門職の皆様からの御意見もいただきながら検討していきたいと考えている。

坂原構成員

資料4の「調整依頼書(案)」の1ページ目にある留意事項について、「本依頼書に記載された内容について、センターから依頼者に確認することがあります。」とあるが、この依頼者が専門職後見人のことを意味するのであれば、他の項目での表現と同様、専門職後見人との表現に修正すべきである。

事務局

承知した。

村木構成員

資料2の「受任スキーム(案)」について、専門職の皆様にお聞きさせていただきたい。「受任スキーム(案)」では、専門職後見人からセンターへの複数後見の打診後に、センターがすぐに受任者調整を始めることとなり、家庭裁判所からの推薦依頼を省略するという形となっている。専門職後見人が家庭裁判所に複数後見の打診を行っているという前提で話を進めていくことになるのだが、受任者調整に入る前にそのことを表す何らかの書面が必要か否かを検討しなければならないと考えている。調整依頼書を家庭裁判所にも御確認いただき、該当ケースについて、市民後見人との複数後見が妥当であることを受任者調整に入る前段階で示していただけると、センターとして受任者調整に入りやすいと考えている。

また、専門職後見人辞任後について、市民後見人はどうしても専門職後見人が伝えたことに流されてしまうと考えている。そのため、専門職後見人が複数後見ケースの辞任を検討する際は、辞任の申立てを行う前にセンターにも相談をしていただきたい。そのようにすることで、市民後見人が今後の複数後見や単独受任に向けて、安心して取り組んでいくことにつながると考えている。

坂原構成員

家庭裁判所から推薦依頼書に代わる文書を出すことは可能なのか。それが難しいのであれば、調整依頼書に「家庭裁判所とは事前協議済である」とのチェック項目を追加した方がよいと考える。また、センターとして、家庭裁判所からの推薦依頼書を公文書として残さなければならない取り決めのようなものがあるのか。

村木構成員

推薦依頼書を公文書として残さなければならないという取り決めはないが、事務局の説明にあったとおり、現行の検討委員会設置要綱では、「家庭裁判所から市民後見人の推薦依頼のあった事件について、市民後見人の受任の可否」に係る意見聴取を行うとしているため、どのように修正すべきかを検討する必要がある。

家庭裁判所

家庭裁判所から推薦依頼書に代わる文書を出すのは難しいが、調整依頼書に「家庭裁判所とは事前協議済である」とのチェック項目を追加することについては、特段意見はない。

坂原構成員

承知した。

神野会長

今の話を踏まえて、推薦依頼書に代わる文書を出すのが難しいとしても、各関係機関が事務レベルのところから綿密に連携をとりながら運用を進めることが重要だと感じた。

事務局

「調整依頼書（案）」について、いただいた御意見を基に再度内容の検討を行いたい。

【議題(3)】第9期広島市高齢者施策推進プラン（広島市成年後見制度利用促進基本計画）の策定について
資料5を用いて事務局から説明。

意見なし。

【報告(1)】広島市成年後見利用促進センターの運営状況について
【報告(2)】市民後見人養成事業の実施状況について
【報告(3)】成年後見人等への送付先変更の一括受付について
資料6、資料7及び資料8を用いて事務局から説明。

松本構成員

センターが行っている専門職相談について、令和5年度の一月当たりの平均相談件数が2.7件となっており、全ての予約枠が埋まっている状況ではないと思うが、広報はどのように行っているのか。年度ごとに行っているのか。

もう一つ、市民後見人の選任実績は4件との報告があったが、これは全て市社会福祉協議会の法人後見との複数後見ということでよいか。また、その4名の活動内容やそこから得た課題等について、具体的にお伺いしたい。

事務局

専門職相談の広報は年度ごとにチラシを作成の上、関係機関へ送付する他、一般相談の中で専門職相談の利用も必要ではないかと感じた相談者に対して案内を行っている。

市民後見人の受任状況について、4名とも市社会福祉協議会の法人後見との複数後見という形で受任している。現在、市社協の法人後見担当者と共に活動を行っていただいているが、市民後見人が就任することで本人への訪問回数が増え、市社協職員とは年代が異なる市民後見人と本人が触れ合うことでこれまでと違った話題が生まれることもあり、成年被後見人本人が市民後見人の訪問を非常に喜ばれている。

また、成年被後見人のほとんどが施設に入所しており、施設から市民後見人に直接相談していただくこととしているため、関係者とも徐々に関係性が築けている。

松本構成員

複数後見と言っても、実際にはメインで活動するのが市民後見人で、市社協がフォローを行うといった運用になっているのか。

事務局

基本的には市民後見人がメインで活動しているが、受任して間もない市民後見人は市社協の法人後見担当者と共に関係機関を回ったり、行政の窓口で手続を行ったりしている。徐々に慣れてくれば単独でこれらの活動を行っていただき、徐々に独り立ちを目指していきたいと考えている。

また、センターは市民後見人からの電話やメール、来所による相談が入ればその対応を行う他、訪問先へ同行することでフォローを行っている。

坂原構成員

家庭裁判所への報告は、市社協と市民後見人のどちらが行っているのか。

事務局

それぞれが報告を行っている。市民後見人は自らが行う活動について報告し、市社協は法人後見で行う後見活動や市民後見人への助言等の活動について報告している。

手島構成員

資料7の「3 事業実績について」の中で、かけはしの生活支援員として市民後見人候補者バンク登録者33名の内、約9割の29名が登録されているのに対して、こうけんの後見支援員が0名となっているが主な理由は何か。

事務局

後見支援員が活動を行う対象の多くが施設入所や入院中の方であり、新型コロナウイルス感染症の影響で面会ができない状態が続いていたため、後見支援員の活動を行っていただくことができなかった。今後は活動再開に向けて取り組む予定であるが、現在、法人後見の実施要綱にある後見支援員に関する項目の修正が必要となっており、その対応を行っているところである。

それに加えて、現在は法人後見担当者1名で今年度を選任された市民後見人が行う活動へのフォローを行っており、そちらへの対応に注力しているため、その対応が落ち着き次第、後見支援員の活動再開についても検討を進めていきたい。

坂原構成員

資料6の3ページにある「6 一般相談の内訳」の「(3) 相談者」について、「その他」が約3割となっているが、具体的にどのような方が含まれているのか。

事務局

「その他」については、民生委員や介護施設及び行政機関の職員、知人などが含まれている。

坂原構成員

センターが行う取組の広報先にはどのようなところがあるか。

事務局

行政機関の他、公民館や図書館といった地域の方がよく利用する場所、障害者基幹相談支援センター、居宅介護支援事業所などに対して広報を行っている。

坂原構成員

承知した。

もう一つ、資料8の「成年後見人等への送付先変更の一括受付について(案)」の内、改正後の図の下に、「※1 口座名義の変更などの他の手続は引き続き各窓口で行う必要あり。」とあるが、こちらについても今後は一括受付を行う方針と考えてよいか。

事務局

まずは、送付先変更の一括受付を運用する中で出た課題等を整理することから始め、その後に口座名義の変更の一括受付が技術的に可能かどうかについても検討させていただきたい。

坂原構成員

是非お願いしたい。

松本構成員

口座名義の変更について、金融機関で手続を行ったことはあるが、市に対しての手続を行った覚えがない。どのような手続を想定しているのか。

事務局

例えば介護保険料の口座引落や高額療養費の振込など、業務ごとに口座情報の届出が必要なものがある。成年後見人等が就任し全ての口座名義を成年後見人等に変更した場合に、引落ができなかったり振込不能が生じたりすることが想定されるため、現在は各窓口でそれぞれの手続について、口座名義の変更を届け出ていただくこととしている。

松本構成員

成年後見人等が就任し口座名義を変更する場合は、口座番号等の変更はなく、これまでの名義の後ろに成年後見人等の名前が加わるだけなのだが、それでも振込不能などは起こり得るものなのか。

事務局

高齢福祉課が所管する事務ではないため、表現が正しくない部分はあると思うが、口座のカナ名義が変わるため、市が口座振替のデータを作成した際にカナ名義の不一致により引落等ができないことは考えられる。

伊藤構成員

成年後見制度の普及・啓発について、障害分野では障害者自身の高齢化や親亡き後の問題が喫緊の課題となっている。障害者の親世代は、自分たちでどうにかしなくてはならないと思う方が多い傾向にあるため、親世代に届くような広報を考えていただきたい。

事務局

障害の分野については、「(社福)広島市手をつなぐ育成会」からセンター職員の講師派遣の依頼があり、説明を行っているところである。また、障害分野で開催される研修会に専門職の講師派遣をしてほしいとの依頼もあるため、このような依頼があった際には、積極的に対応を行っているところである。

三好構成員

成年後見制度の普及・啓発について、地域包括支援センターでは町内会の回覧板と併せて回覧してもらおう広報紙を作成しており、その中でセンターの紹介を行う他、地域での学習会に講師として、センターの職員の方に来ていただいているが、地域包括支援センターの個別の相談先として、法テラスや司法書士会が設置している専門窓口を利用することが多いのが現状である。

資料6の4ページにもあるとおり、地域包括支援センターからの相談件数はまだまだ足りない現状にあると思うが、実際にどのような相談が入っているのかを教えてください。

事務局

手元に資料がないため、具体的な相談内容を今お伝えすることはできないが、地域包括支援センターが対応している利用者について、成年後見制度の必要性や利用者に対してどのような対応を行えばよいかといった相談を受け付けている。

相談件数はそれほど多くないものの、徐々に増加傾向にあると感じている。電話での相談以外に、今年度から開設した保健・医療・福祉の専門職を対象とした成年後見相談室や、ケースに応じて三士会の専門職を派遣するケース検討会議への専門職派遣に関する問合せをいただくことはあるが、利用にはなかなか至っていない。ケース検討会議への専門職派遣については、一つのケースに対して複数の専門職を派遣することも可能であるため、是非利用を検討していただきたい。

坂原構成員

中核機関の機能として、相談業務や広報業務、受任者調整やケース検討会議への専門職派遣といったものが挙げられるが、現在センターが行っているケース検討会議への専門職派遣以外に、例えば中核機関自体がそれぞれの区の困難事例を吸い上げて、課題解決に向けて取り組むといった体制づくりについて、検討していることはあるか。

事務局

中核機関であるセンターとして、まずは個別の相談に対応しながら職員のスキルを向上させていくなど、事例を積み上げていくことでそのような対応ができるようにしていきたいと考えている。